

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」地域向け説明会  
(質問事項への回答)

申請資料について

- Q. 申請時に添付する仕様書は(案)でも良いでしょうか。
- A. 申請時に添付いただいた資料が仕様書(案)であった場合も、提出された内容で審査を行います。交付決定後に仕様の内容を変更した場合、変更部分が補助対象外となる可能性があります。また、履行確実性も審査の対象となりますので、可能な限り事業計画を精査したうえで、具体的な仕様書と見積書を提出いただくことが望ましいと考えます。
- 

ベースタウンについて

- Q. ベースタウンは1つでなければいけないものですか。また、複数でも可の場合、地理的に離れた市町で複数のベースタウンとしても良いでしょうか。
- A. 応募地域内のスキー場を利用するインバウンドの行動パターンを具体的に想定した上で設定されていれば、ベースタウンが複数あることは差し支えありません。ただし、自由に周遊できる交通手段がある等、観光地域づくりの観点から一体的であるといえる範囲を設定ください。
- 

カテゴリーについて

- Q. カテゴリー①とカテゴリー②の提出書類の様式は全く同じでしょうか。
- A. そのとおりです。カテゴリー分類の自認によらず、様式1-3(カテゴリー①の判断基準に関する自己申告)も作成ください。
- 

補助対象事業者について

- Q. 日本有数の大都市(訪日外国人も多い都市)から公共交通機関を使って1時間もかからない場所に位置する標高約1,000メートルの山頂にスキー場があります。スキー以外の観光地から近く、手ぶらで行けることから、カテゴリー②の訪日客の需要は十分あるかと思いますが、コースが長さ260メートルのものが2本とキッズ・初心者向けのエリアのみとなります。今回の公募の対象として考えられますか(ゲレンデの規模やコースに関する制限は何かありますか。)
- A. スキー場の規模に関する応募条件はありません。これまでに、1スキー場を中心としたスノーリゾートの採択事例もあります。ただし、スキー場だけでなく、ベースタウンにおけるアフタースキーコンテンツ・飲食などの滞在環境やそれらを周遊する二次交通、インバウンドに対応した受入環境等も整える計画を地域一体となって策定する必要があります。

- 
- Q. 当該形成計画は、地方ですでに存在している協議会が形成計画策定者となって提出する予定です。この形成計画に関する個別事業計画について、当該協議会の非会員が行う事業を提出することを考えておりますが、問題ないでしょうか。なお、形成計画には、当該非会員を連携先として明記する予定です。
- A. 形成計画に連携先として記載されていれば、協議会の非会員であっても個別事業計画を作成することは可能です。ただし、個別事業計画は、形成計画の目指す姿の達成に資する事業として必要性が示されている事業でない場合には、審査の対象にはなりません。そのため、説明会資料 p. 44 に記載しているように、その事業者様にも形成計画の内容の検討に加わっていただき、形成計画の目指す姿の実現に必要な取組を実施いただくようにしてください。
- 

#### 補助対象事業について

- Q. スキー場の既存リフトのより効率的な運用と、顧客満足度の向上に資するためのコース新設（①既存リフト間の連絡コースの新設により今後更新すべきリフトの本数を限定する、②既存のゲレンデ内道路が小雪時に滑走満足度を下げているため新たに林間コースを設定し夏は道路として活用する、など）はいずれかのメニューに含まれますか（スノーコンテンツの造成など）。
- A. スキー場が本来提供するコンテンツそのものであることから、滑走コースの整備は補助対象外としております。
- 

- Q. スノーエスカレーターは新規のみでしょうか(既存の増設を想定)。
- A. 増設も対象となりえます。ただし、更新に要する経費については、フードの設置等の利用者へのサービス向上を伴うものに限るものとしています。増設に当たり既存部分の更新や改修を伴う場合は、その部分は補助対象外となる可能性がありますので、見積上、明確にわかるようにしてください。  
詳細は、実施要領 p. 11 や説明会資料 p. 56 をご覧ください。
- 

- Q. 隣接市でのコンテンツの造成・実施は補助対象となりますか。
- A. 当事業では、地域一体となってスノーリゾートを形成する範囲について、形成計画内で設定することとしています。形成計画策定主体となるDMO等の所掌する地域の外であっても、一体的な誘客戦略として位置付けられていれば、補助対象となりえます。

---

Q. スキー場直結ホテルでのロッカールームの整備は補助対象となりますか。

A. スキーヤー向け設備の導入については、「訪日外国人旅行者が利用する宿泊施設や観光施設、交通拠点等（スキー場内及びスキー場に直結する施設は除く。）」としております（実施要領 p. 8、説明会資料 p. 50）。これは、ベースタウンにおいて、ビジネスホテルなどでも設備導入を進めることによってスキーヤーウエルカムな観光地域づくりを進めていただくことを念頭に拡充したメニューであり、当然にスキーヤーが利用するスキー場直結のホテルでの施設更新は、対象とならないと考えます。

---

Q. スキー場と市街地の間の二次交通の実証は補助対象となりますか。

A. 補助対象となります。事前にアンケートを実施するなど、あらかじめ需要を想定し、実証すべき内容を明確にした運行計画を立案していただくことが要件となります。また、実証実験の内容が既に運行されている事業と同様（同一時間帯・同一区間等）であり、新たに実証すべき内容が明確でない場合は補助対象としないこととなっておりますのでご注意ください。（実施要領 p. 9、説明会資料 p. 53）

---

Q. 個別事業計画の費用対効果について、例えば、トイレの洋式化のように売上に対する直接的な影響が見えにくいものはどう記載すべきでしょうか（例示をいただきたい）。

A. 一例として、トイレ改修による満足度向上（アンケート平均値 3.0→4.5 など）から、リピート率改善による来場者の増加を想定し、来場者増加から便益（増加来場者数×平均単価）を示すなどです。または、スキー場事業者としての経営計画を別添として添付いただき、経営改善の見込みから、トイレ改修などの事業を実施してもコストが回収できる見込みがあることを示すなども考えられます。費用対効果については、説明会資料 p. 36 をご覧ください。

なお、直接的な利益増加につながらない事業であっても、アンケートの継続的な取得等によって、その効果を個別に可視化することは、スキー場の課題を的確に把握し、今後の事業改善に役立てるためにも重要です。K P I 設定については、「K P I 設定に関する指針」に分野ごとに記載しておりますので、ご確認いただき、事業効果の検証方法を設定してください。

---

Q. 本補助金申請事業に係る補助対象経費の自己負担分の何割かに、地方自治体から補助金をもらって充てることは、公募要領 p. 9 の重要説明事項「(9) 国その他機関が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません」により不可となりますか。

A. 自己負担分について地方自治体からの補助金を受けることは、問題ありません。

---

Q. コンテンツ造成やレストハウス等の改修に伴い専門家にプランを依頼した場合のコンサル費や企画進行管理費などは、実施要領5（2）ロに記載されている人件費や謝金等ではなく、実施要領5（1）「①訪日外国人旅行者向けスノーコンテンツやアフタースキーコンテンツ・グリーンシーズンの体験型・滞在型コンテンツの造成のために必要な事業に関する経費」（p. 2～3）や「⑥スキー場インフラの整備に関する経費」（p. 11）に含めてよい認識でよろしいでしょうか。

A. 実施要領5（2）ロ（p. 11）は、事務局向けの規定です。事業実施に当たり専門家等の支援を受ける場合は、該当する補助メニューに含めて申請してください。ただし、レストハウスの改修等の「⑥スキー場インフラの整備に関する経費」（p. 11）については、コンサル費や企画進行管理費などは補助対象経費となりません。

なお、スキー場インフラの整備を行うにあたり、高付加価値化等のサービス向上に資するデジタル技術を活用した調査・分析を行う場合は、「②h）デジタル技術を活用したサービス向上に関する事業」（p. 8）として補助対象となりえます。

---

Q. 実施要領5（1）①「国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進に資する旅行商品の造成経費」の3つ目のポツの「体験型・滞在型コンテンツ等の旅行商品の造成に要する経費」（p. 3）は、コンテンツの造成ではなく「旅行商品の造成」という認識でよろしいでしょうか。

A. コンテンツ等を造成するための経費と造成したコンテンツ等を旅行商品として販売する際に必要な経費が、それぞれ補助対象となりえます。

---

Q. 実施要領5（1）②「訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に係る経費」a）・多言語パンフレット等作成経費印刷製本（p. 4～5）における必要最低限の数値測定方法をご教示お願いします。

A. 多言語パンフレットが必要となる訪日外国人旅行者数について、地域内の施設やスキー場の誘客目標を踏まえ、設置個所ごとの配布枚数を想定したうえで必要な部数を設定してください。

---

#### その他

Q. 実施要領5（2）事務経費に関して「間接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限」（p. 11）と記載ありますが、コンテンツ造成を行いスキー博などへの出展経費が(1)で200万だとすると、その10%である20万までが(2)という認識で良いでしょうか。

A. 実施要領5（2）（p. 11）の事務経費は、事務局向けの規定です。コンテンツ造成時の事務経費については、特に経費の割合について制限はありません。

---

- Q. 実施要領5（2）ロに記載される人件費は、外注人件費でしょうか。社内人件費でしょうか。外注人件費に海外プロモーション時の現地通訳も含まれますか。
- A. 実施要領5（2）（p.11）の事務経費は、事務局向けの規定です。  
個別事業計画における事務経費については、社内人件費は対象となりません。  
実施要領5（1）①の「本事業で造成した旅行商品の販売を目的とした商談会等への参加、開催経費」（p.3）では、現地通訳に要する経費も対象となりえます。
- 

#### 資料共有について

- Q. 説明に使用されたPPT書面を頂くことはできませんか。
- A. 説明会で用いた資料を当Q&Aと併せて公表しましたので参考にしてください。  
[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04\\_000195.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000195.html)に掲載しています。
- 

#### 事業に関するご意見

- 現実的に夏前の事業採択、冬前までの工事完了というのがかなり厳しい（時として非現実的な）スケジュールであるため、複数年度での事業実施を希望します。
- A. 同様のご意見を数多くいただいておりますが、当事業は、国際観光旅客税財源を用いた事業であり、毎年度予算の用途に関して洗い替えが行われるものであることから、複数年度での事業実施が困難である状況です。より長い事業期間を確保できるよう、より早期の採択に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。
- 
- 独自性を強く訴えられていましたが、好事例を水平展開することでも、同様な好結果をもたらすことができるのではないのでしょうか。
- A. 好事例から学ぶことは重要ですが、真似をするだけでは陳腐化につながります。当事業では、日本のスノーリゾートの国際競争力を高め、観光まちづくりへの効果が期待できる取組を優先して支援していくことが必要であると考えており、特にコンテンツ造成に関する審査に当たっては、独自性の高さは重要な評価項目となると考えます。
- 
- 当事業に応募できる組織人材と地域ネットワークを持っている地域はそもそも独自でやっていけるのではないのでしょうか。応募の手伝いや提案する組織の派遣など、掘り下げてスノーリゾートを活性化する施策をお願いしたいと思っております。
- A. 当事業は、国際競争力の高いスノーリゾート形成を促進する観点から、地域一体となってインバウンド誘客を行う意欲のある地域を支援しております。観光地域づくりの体制整備については、専門家派遣制度などの支援施策の活用もご検討ください。